附則様式第１号（附則第２条第６項関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前橋市

|  |  |
| --- | --- |
| * 届出受理番号
 |  |

喫煙可能室設置施設　届出書

令和　　　年　　　月　　　日

前橋市長　宛

届出者　　　　　　　　　　　　　　㊞

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第２条第６項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １喫煙可能室設置施設 | （ふりがな）①名称 |  |
|  |
| ②－１所在地 | 〒　　　　－（電話　　　　－　　　　　－　　　　） |
| ②－２車両番号等 | 　 |
| ③営業許可番号 | 　　　　　　　　　第　　　　　　号 |
| ④営業許可日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| ２管理権原者 | （ふりがな）①氏名（法人にあっては、その名称） |  |
|  |
| （ふりがな）②法人にあっては、その代表者の氏名 |  |
|  |
| ③住所（法人にあっては、その主たる事業所の所在地） | 〒　　　　－（電話　　　　－　　　　　－　　　　） |
| ３備考 |  |

（注意）

１　※印欄には、記載をしないこと。

２　１欄②は、②－１又は②－２のいずれかに記載すること。

３　２欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。

４　３欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

【届出時の確認事項】

* 変更が生じた場合には、変更／廃止届を提出してください。
* 管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類を具備し、保存しなければなりません。

（証明する書類）①及び②の証明書類を具備することが必要です。

①床面積に係る書類（客席面積がわかるもの）：店舗図面等

※客席：客に飲食させるために客に利用させる場所（店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、業務員専用スペース等を除いた部分を指す）

②資本金額・出資総額に係る書類：資本金額や出資総額が記載された登記、賃借対照表、決算書、企業パンフレット等

* 喫煙可能室には、２０歳未満は立ち入りが禁止されています（お客、従業員ともに）。
* 喫煙可能室の出入口に、喫煙をすることができる場所であること、２０歳未満の者の立入りが禁止されていることの標識を掲示しなければなりません。

（参考）既存特定飲食提供施設について

既存の経営規模の小さな飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、経過措置として喫煙可能室の設置を可能としています。このための条件を満たす既存特定飲食提供施設については、以下のように定められています。

条件１：[既存事業者]

令和２年４月１日時点で、営業している店舗であること。

条件２：[資本金]

資本金または出資の総額が５０００万円以下であること。

条件３：[面積]

客席面積１００㎡以下であること。

上記３つの条件をいずれも満たしている事業者の該当施設に限り、これを既存特定飲食提供施設として、喫煙可能室の設置を選択することができます。